

次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員が職業生活と家庭生活の調和を図り、働きやすい職場環境を作ることによって、全社員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2022年4月1日～2024年3月31日までの2年間

2. 計画内容

目標 1	所定外労働の削減及び年次有給休暇の取得の促進のための措置
	【対策】所定外時間・有給休暇の全社目標を設定し社内周知

目標 2	仕事と育児の両立支援
	【対策】両立支援を目的とした制度を周知し制度利用を促進する